

議員説明会 会議録

1 開催日時

令和6年7月3日（水曜日） 午後1時 ～ 午後1時16分

2 件名

令和6年度岩手県への要望内容について

3 議事録

（岩間総合政策部長）

説明に先立ちまして本日の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は3種類で、資料1－1は「令和6年度 岩手県への要望について」A4縦1枚、資料1－2は「令和6年度 岩手県への要望項目一覧」A4横ホチキス止め9ページ、資料1－3は「岩手県への要望書」全77ページでございます。資料の不足はございませんでしょうか。

また、本日机上に配布しております資料、新旧対照表についてですが、誤字等の修正のほか、県とのやり取りの中で修正を行ったものがありますので、その修正内容をお示ししたものといたします。

それでは、令和6年度の岩手県への要望について、概要を説明させていただきます。資料1－1をご覧ください。

県への要望については、毎年、次年度の県予算等への反映を目的に、各市町が県へ要望しているものであり、本市におきましては、これまでと同様に、花巻市長及び花巻市議会議長の連名での、要望書提出となります。

県への要望は、昨年度から、県知事が出席して実施されており、市長及び議長が知事に直接要望書をお渡しした上で、意見交換を行う形式となっております。本年度は、7月9日（火曜日）午前10時45分から午前11時45分までの1時間、県南広域振興局奥州地区合同庁舎で実施されます。

出席者は、市から市長、両副市長、教育長、要望項目の担当部長が出席し、市議会からは藤原議長と議会事務局長にご出席いただくこととしております。

また、花巻地域選出の県議会議員の皆様にも、本市の要望内容についてご理解をいただくため、ご出席いただく予定としております。

当日は、重点項目5項目について、市長が要望内容の説明を行い、県から要望に対する回答の説明を受けた後、県知事や県南広域振興局長及び担当部課長等を交えての意見交換を行うこととしております。なお、要望会の時間の都合上、意見交換する要望項目は5項目までとするよう岩手県から示されているものです。

資料1－2をご覧ください。

本市の今年度の要望事項であります、大項目として37件、小項目として61件を予定しております。

小項目61件の要望区分の内訳は、新規要望が5件、継続要望が56件で、小項目の要望件数を昨年度と比較しますと、1件増となっております。

新規項目5件につきましては、資料の区分の欄に「新規」と記載し、黄色で着色してお

りますので、ご確認願います。

なお、資料１－３の「要望書」につきましては、要望項目を取り巻く状況の変化等により、当日までに内容の修正がある場合がありますのでご了承願います。

要望内容の概要につきましては、秘書政策課長から説明いたします。

（菊池秘書政策課長）

それでは、要望内容の概要についてご説明いたします。

資料１－２「令和６年度岩手県への要望項目一覧表」の１ページをご覧ください。

一覧表につきましては左から、大項目ナンバー、小項目ナンバー、要望区分、要望事項、花巻市の担当部、県の担当部局、重点項目、継続要望の場合は令和３年度、令和４年度、令和５年度における県の取組状況及び要望要旨を記載しております。県の取組状況につきましては、右上に記載のとおり、Ａ：趣旨に沿って措置したもの、Ｂ：実現に向けて努力しているもの、Ｃ：当面は実現できないもの、Ｄ：実現が極めて困難なもの、となっております。

要望項目が多岐にわたっておりますことから、本日の説明は、要望当日に市長が県知事へ直接説明する大項目５件のみとし、このほかの要望項目につきましては、説明を割愛させていただきますので、ご了承願います。

それでは、重点項目５件についてご説明いたします。資料は資料№.１－３「岩手県への要望書」となります。

１ページをお開き願います。

重点項目「１ 化製場の悪臭問題に関する対応について」でございます。

本市に所在する化製場を発生源とする悪臭は、当該化製場周辺地域のみならず、より広範囲にわたって生活環境保全上の問題となっており、悪臭問題が顕在化してから約５０年を経過した現在に至るまで根本的な解決に至っていない状況が続いております。

本市市民は、岩手県が、本県の畜産振興にとって非常に重要で不可欠としている施設からの悪臭に苦しみられ、我慢の限界にきている状況にありますことから、これ以上いたずらに化製場による悪臭防止対策の実施を待つのではなく、県が本市市民の生活環境を守るとの立場そして本県の畜産振興に責任を持つとの立場から、県が主導して、そして必要に応じて事業者及び本施設の受益者と共に、施設の抜本的改修や新設を含めた悪臭問題の根本的な解決に自ら乗り出す時期が来ているのではないかと考えております。

このことから、（１）市の改善勧告に基づく対策の効果などを検証するため県と市が合同で立入検査を実施すること、（２）県の権限を確実に行使できるよう、県化製場条例を改正すること、（３）県が当該化製場老朽化の実態を調査するための立入検査を実施しその対策を主導的に実施することの３点について要望するものです。

５ページをお開き願います。

重点項目「２ 新興製作所跡地の建物解体物等に関する適正処理の推進について」でございます。

これは、新興製作所の建物解体工事が中断され、解体工事に伴うがれき類及びＰＣＢ廃棄物が敷地内に残置された状態が長期化しており、市議会における一般質問をはじめ、市政懇談会等においても市民からの不安の声が上がっている状況となっていることから、解

体物について、処理責任者である株式会社光に対して、県において適正な処理計画の提出を求めているとともに、提出された処理計画に基づき、残置された解体物が早期に処理されるよう、継続して指導を行うこと、また、PCB廃棄物の処分について、関係法令に基づく対応を適切に行うよう要望するものです。

9ページをお開き願います。

重点項目「3 JR釜石線の存続に対する取り組みについて」でございます。

経営状況が厳しいローカル鉄道の在り方については、国が関与することが特に必要と認められる場合には、沿線自治体や鉄道事業者の要請に基づき、国において、「再構築協議会」を組織し、同協議会において、「再構築方針」を作成し、交通手段の再構築を図るものとされたところであります。

これに関して、再構築協議会が設置される場合には、国やJR東日本との間で廃線ありきではなく、存続を前提とした議論となることについての共通理解のもとに、国に対してJR釜石線などローカル鉄道の存続を前提とした支援を要請するとともに、県においても、引き続き必要な支援を行うよう要望するものです。

13ページをお開き願います。

重点項目「4 農林業・農村政策の対応について」の4項目目「農地法制の見直しについて」でございます。

これは、「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し今後ガイドライン等の一部改正が行われることから、岩手県に対しては、「確保すべき農用地面積の目標」を見直し、各市町村が実施する地域振興に資する開発計画等が改正法により阻害されないように措置することについて要望し、加えて、国に対して「確保すべき農用地面積の目標」について、改正法の運用に先立って地域の実態に考慮し、目標面積を減少する見直しを行うことを認めることをガイドライン等に明記すること。農用地区域からの集团的農用地の除外に際して、除外した分の代替農地が實際上確保できない市町村については、代替農地の確保を必須要件としないようガイドライン等に明記すること。「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（未来法）に基づく農振除外面積を都道府県の「確保すべき農用地の面積の目標」から差し引くこと。「確保すべき農用地の面積の目標」の運用にあたり、5年ごとの見直し時期にかかわらず地域の実態に考慮した目標面積への見直しを可能とすることをガイドライン等に明記すること。以上の4点を国へ要請いただくよう要望するものです。

23ページをお開き願います。

重点項目「5 周産期医療の確保について」でございます。

これは、産科医、小児科医、助産師、看護師等の周産期医療従事者が全国的に不足し、特に個人産科クリニックにおいて確保が困難な状況にあることから、住民が地域で安心して出産できるようにするため、産科医、小児科医及び助産師をはじめとする医療従事者の確保及び養成のための施策を講じるとともに医師等の地域偏在の解消に向けた実効性のある支援策を実施するよう国へ要請するものです。

また、県においても「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏における周産期母子医療センターであり、周産期医療の要である県立中部病院のお産対応の維持・確保に加え、更な

る医師の確保やNICUの設置等必要な小児科機能・設備が拡充され、周産期医療体制の充実が確実に進むよう要望するものです。

以上で説明を終わりますが、冒頭に部長が説明いたしましたとおり、状況の変化等により、今後、要望表現が修正となる場合もありますのでご了承承願います。

（岩間総合政策部長）

秘書政策課長が説明した、重点要望項目には新規要望項目5件のうち3件が含まれていますが、それ以外の新規要望項目については、要望書32ページ「羽田発着枠政策コンテストの国への継続実施の要望と当該コンテストへの応募について」、61ページ「学校給食費の無償化について」の2項目ですので、内容のご確認をお願いいたします。

（岩間総合政策部長）

令和6年度岩手県への要望内容についての説明をさせていただきました。このことにつきまして、ご質問等ございましたら挙手のうえ、発言をお願いしたいと思います。

<質問等なし>

（岩間総合政策部長）

質問等なしということでございますので、説明につきましては以上で終了させていただきます。

以上をもちまして、本日の議員説明会は終了いたします。ありがとうございました。